

2017

総務常任委員会記録

議会 閉会中

平成29年2月13日（月曜日） 開議

平成29年2月13日（月曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

平成29年2月13日（月）
メルトタワー21 2階大会議室
開議 午後 2時00分
散会 午後 2時25分

日程	番号	件名	結果
1	報告事項	広域連合の運営に関する事項 1 西胆振地域廃棄物広域処理施設整備比較検討 報告書について 2 訴訟経過について	

○出席委員（13名）

委員長 児玉 智 明

副委員長 森 太 郎

委員 下道 英 明 五十嵐 篤 雄 山 田 秀 人

大高 一 敏 細 川 昭 広 早 坂 博

辻 弘 之 村 井 寿 行 寺 島 徹

阿 部 正 明 吉 村 俊 幸

○欠席委員（1名）

委員 佐藤 忞

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

高	橋	事務局長
田	所	総務課長
加	納	総務課主幹 [施設]
坂	口	総務課主幹

総務常任委員会記録

平成29年2月13日（月曜日）

午後 2時00分 開議

○**児玉委員長** ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、本日は佐藤委員から欠席する旨の連絡を受けております。

また、傍聴の申し出があり、委員会条例第15条に基づき、委員長として許可しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について、理事者の報告を一括して求めます。

○**高橋事務局長** 何かとお忙しい中、総務常任委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項2件の報告事項につきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

説明につきましては、1の西胆振地域廃棄物広域処理施設整備比較検討報告書についてのうち、報告書の概要につきましては加納総務課主幹から、整理検討に係る今後の予定及び2の訴訟経過についてにつきましては田所総務課長からそれぞれ報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○**加納総務課主幹** それでは、西胆振地域廃棄物広域処理施設整備比較検討報告書についてですが、資料として1-1、1-2、1-3とお配りしておりますが、委員会資料1-3につきましては昨年の11月24日に総務常任委員会にて報告させていただいたものと内容としては変更ございませんので、資料1-1の概要版にて説明させていただきます。

それでは、表紙の背景と目的であります。下から3行目に記載のとおり、本施設に対して対策工事を実施して延命化を行う場合と本施設を廃止して新たな施設を整備する場合の比較検討を行い、今後の施設整備方針を決定することを目的としております。

次に、3ページに飛びまして、施設延命化に関する検討として上段の表にありますようにメルトタワーの稼働を平成49年度まで、稼働年数としまして35年間での目標年数を設定しています。

また、現地調査やメーカーヒアリングを実施し、(4)の健全度評価や(5)の延命化対策工事の検討、次のページの(6)の延命化の事業スケジュールの検討を行っております。

次に、施設更新に関する検討としまして、(1)の計画目標年度の設定、(2)の計画ごみ量の設定、次のページの(3)の施設規模の設定、(4)の計画ごみ質の設定を行っていきまして、施設規模を1日に182トンと設定しています。また、(5)の処理方式の検討としまして、近年全国の自治体で採用されている処理方式を中心にメーカーヒアリングを実施し、それらを参考に(6)の概算工事費の検討などを行っております。また、6

ページに記載のとおり、事業スケジュールとして平成36年度に工事を終了、平成37年度を稼働開始の想定で検討をしています。

次の7ページになりますが、4の施設整備に関する比較検討として、先ほど触れました近年の全国の自治体で採用されている処理方式の中で灰の発生量の相対的な違いにより、表に示すとおりストーカー式、流動床式、ガス化熔融炉の3ケースに分けて検討を行っています。

(3)の事業スケジュールは、下段の表のとおり平成29年度から平成41年度までの21年間を比較評価の対象稼働年数と設定しています。

(4)のライフサイクルコストの検討で、対象経費を工事費とランニングコストとしています。ランニングコストのほうは、表に示しますとおり人件費、用役費、点検補修費、焼却残渣の処理処分費を対象としております。

次の9ページになりますが、廃棄物LCC、廃棄物ライフサイクルコストの比較は、表に示しますように21年間の長期間での比較になることから現在価値換算及び検討対象期間末での施設の残存価値を考慮したものとなっており、施設更新のほうが延命化に比べて約48億円から55億円有利と試算しています。

次の10ページをごらんいただきたいと思います。(5)の比較評価方法として、まず①の評価項目として数値で評価できる定量的評価項目として3項目、数値ではなく主観的に評価する定性的評価項目を5項目設定しています。

次のページの②の評価方法としまして、表のとおり先ほどの8つの項目に重みつき配点をしております。

次に、③の点数化方法ですが、数値で評価できるものは最も有利なケースを満点として各ケースの値に応じて配点しています。数値で評価できないものについては、下の表のとおり3段階の評価基準にて数値化しています。

次に、13ページのA3をごらんいただきたいと思います。こちら評価結果になります。下段の総合評価としまして、延命化の評価ですが、得点が最も低くなっており、延命化工事後の維持管理費用に多大な費用が伴うこと、一部の機器更新であることから、将来にわたる廃棄物処理行政の安定性において確実性の面で懸念が生じるなど、現施設の延命化の採用は困難と考えられるとしています。

対して施設更新の評価としては、どのケースにおいても延命化より有利な結果となっておりますが、現敷地内で施設更新を行う場合に現施設との車両動線との干渉が考えられるため、その整合性に配慮した計画を立案していく必要があること、また施設更新の各ケースの処理方法においてはそれぞれに特徴があるため、今後各方式の特徴を精査した上で西いぶり広域連合において適した施設整備を進めていく必要があるとの評価結果となっております。

12ページに戻っていただきまして、(6)の評価結果のまとめとして、最初の2行になりますが、総合評価における合計得点の結果に基づき、施設更新が有利であると判断し、

今後の施設整備方針として選択いたします。

概要版による説明は、以上になります。

○田所総務課長 それでは、今後の予定につきまして、資料1—2の今後の予定という資料で御説明をしたいと思います。資料につきましては、本日の委員会以降、10月初旬までの広域連合と各町のそれぞれにおきますおおよその予定を記載してございます。

初めに、本日の委員会で比較検討報告書が了承されましたら、平成11年3月29日付のごみ処理の広域的取り組みに関する基本合意書により登別市及び白老町に対しましてごみ処理施設の共同整備について協議を行うことの申し入れを行いたいと考えてございます。

各町におきましては、2月または3月に広域連合の報告書、また今後7市町で共同整備の協議を行うことなどにつきまして、議会への御説明があるものと考えてございます。

なお、現時点におきましては、施設更新の方向性のみの御報告となっておりますので、処理方式など、更新に向けた具体的な中身につきましては今後検討していく課題として共同整備に参加する各町の意見などを聞く中で検討を進めることと考えてございます。

その後、3月～6月の初旬登別市及び白老町と現在の5市町で共同整備について協議を行いたいと考えてございまして、協議期間としては非常に短い期間ではございますけれども、昨年広域連合では施設整備の方向性を検討するため廃棄物課長職会議を6月から12月にかけて7回開催いたしました。それらには登別市及び白老町の廃棄物担当課長もオブザーバーとして出席をしていただきまして、情報の共有を図るとともに意見交換などを行ってまいったところでございます。それをベースとしまして、共同整備について協議を集中的に行いたいと考えてございます。

協議としましては、今回の報告書で検討した試算などを基礎としまして、既存施設の廃止と施設の集約化に伴い、スケールメリットが発生することによる行政コストの削減ですとか行政事務の効率化などの広域化に伴うメリットと、収集運搬方式の変更などデメリットの検討が行われるものと考えてございます。

その後、6月初旬の市町協議会で協議結果をまとめ、6月の各町議会の中で協議結果についてそれぞれ御報告があるものと考えてございます。

6月までの各町の協議結果に基づきまして、7月から8月初旬にかけて広域連合の規約を変更するための協議を行い、8月中旬の市町協議会で変更内容の協議を調えまして、各町議会にその内容の議案を上程することの事前協議書を取りまとめることとしてございます。各町9月議会で議決をいただきましたら、それによりまして北海道に対し規約変更の申請を行いたいと考えてございます。

以上が現在広域連合で考えてございます10月までのおおよその予定などでございますけれども、スケジュールにつきましては協議の進展などによりまして変更もあるものと考えてございます。

この件の説明につきましては、以上でございます。

それでは、引き続きまして訴訟経過につきまして御説明をいたしたいと思います。

資料は資料2の1枚となっておりまして、両面の印刷となっております。裏面のほうをごらんいただきたいと思っております。項目番号でいいますと34番、昨年10月27日の第11回弁論準備手続におきましては、裁判長の要請に応えまして、当日小泉事務管理者が出席をいたしました。裁判所の和解案につきましては変更がないということでございまして、拒否をする意思表示をいたしましたけれども、裁判長からは強く再考を促されまして、引き続き和解協議を進めるとの話があったところでございます。その後、広域連合といたしまして、11月18日の市町協議会、また11月24日の総務常任委員会におきまして、改めて裁判所の和解案については契約の合理的な解釈ではなく、住民説明ができないと考えまして、拒否をする意思を確認いたしました。

それにより、35番になりますけれども、12月2日の第12回弁論準備手続、当日の冒頭で裁判長に対しまして、和解案を受諾できない意思に変わりはないと、また判決に向けた手続を進めてほしいということの回答をいたしました。裁判長も判決に向けた手続を進めるということで了承をいただきまして、被告は昨年8月に原告が出した準備書面10に対する意見を出すことなどの指示が裁判長からあったところでございます。

1月27日に原告、被告双方書面を提出いたしまして、2月2日の第13回弁論準備手続におきましては、裁判長から原告、被告双方に対しましてそれぞれの書面に対する再反論を行うこと、また原告に対しまして主張の補足説明を行うことなどの指示があったところでございます。

次回、第14回弁論準備手続の期日につきましては3月16日と指定されてございます。

この件の説明につきましては、以上でございます。

○**児玉委員長** ここで委員長より一言申し上げます。

委員が質疑される場合におきましては、御起立の上、発言願いますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

○**山田委員** 広域処理施設の比較検討報告について若干伺います。

それで、比較検討の報告書上がってきましたが、これまでの施設、どのような検証をされたのか。特に機種の選定、これにもいろいろと概要書のところにも書いておりますが、この機種の選定についてははっきり言ってどうだったのか。そして、それから各構成市のごみの処理のあり方、つまり水も含んだ何でも燃やすという、そういう処理のあり方については、これまでの広域連合としての処理の仕方どうだったのか、ここら辺のところを前提として比較検討報告ということがありますけれども、この点について、この2点ですね、どういうお考えをしていたのか。

そして、それに基づいて、この比較検討というのはされるべきではなかったのかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○**田所総務課長** 機種の選定及び各構成市のごみ処理のあり方についてのこれまでの検証ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今回はこの施設を延命

化するか更新するか、その方向性を決めるための検討報告書でございまして、具体的な施設のあり方、どのような施設にするかと、そういった事柄につきましては、今後この報告、更新の方向が了承されました後に具体的に各町と協議をしていくものと考えてございます。

○山田委員 今回の比較については、延命か更新かと、その1点に絞ってということですが、やはり前提としてはそういうことがなされないということは、ちょっと片手落ちではないのかなという。そういうファクターといいますか、要因があって比較検討すべきではないのかということだと私は思うのです。そして、今私の言ったことが今後のやり方で持っていくのだということではありますが、ちょっとそこら辺のところは逆になるのではないかなという気がするのですが、どうだったのですか。

○高橋事務局長 繰り返しになりますけれども、このたびの報告書は、建てかえるか長寿命化するかの比較検討でございまして、きょうが報告書として出していただいたということで、建てかえのスタートというのはきょうが公式的にはスタートということになるのかなと思います。今後基本構想につきましては、先ほど御質問にありましたごみの処理のあり方ということもありますけれども、各町の施策にかかわりますので、それは各町で考えていただいて、もちろん減量化に努めるとは思うのですけれども、そこら辺を含めて基本的な考えを出していくということになるのかなと思います。

以上でございます。

○山田委員 この処理の報告、比較検討の報告は公式なということで選択されているということですが。

今1点、広域連合として各構成市のごみ処理の計画に基づいて行われるのだということではありますが、この広域連合が立ち上がった一つは、その理念といいますか、やはりきちっとごみ処理の法律、そういうものに基づいているんなことをするわけです。それが関係市のごみ処理の計画によって、そのまま言うがままに広域連合が動いていくのだとすれば、ちょっと理念と外れた場合はどういうふうになるのかというのが私は非常に疑問に思うのです。ですから、やはりこの環境の法律たくさんあります、廃棄物の処理。やはり問題は、ごみを少なくして、なるべく減量化するというのが一つの理念だと思うのですが、この広域連合のごみ処理に当たってもそういう理念はやはり貫徹されているというか、そこには流れているはずなのです。そういう中での自主的な広域連合としての考えというのはないのですか。

○田所総務課長 国のごみ処理にかかわります法律体系に基づきまして、当然ながら今後におきましても広域連合としましてもそういった法律の求めるところに従ってごみ処理施設の検討をしていくということは間違いないと考えますけれども、一方でこの地域においてどういったごみ処理施設が適当であるのかと。そういったことにつきましては、建設運営に係るコストのことなども含めまして、各町との協議に基づくものと考えてございます。

○山田委員 次に、報告書の中の31ページですが、要するにこのごみをこれから計画する、処理をする上で今までの各市町のごみ量の推計、その他ごみの種類については統一さ

れていない。難しい状況の中でこの計画書をつくって、比較検討することになったのだということが述べられています。これが本当に、比較検討をここに上げるわけですが、十分にこういう状況の中でなされているのか、目的が達成されているのかというのが非常に疑問なわけですが、ここら辺のところはいかが考えていますか。

○加納総務課主幹 今回の比較検討におけるごみ量設定におきましては、こちらに書いてあります、今言われたようにごみの種類の統一がなされていないことから、内訳とか算出方法の整合を図ることが難しいということではあったのですが、これまで平成27年度の直近のごみの実際の量をベースに、ごみ量が今後減っていくと思われる中、安全サイドに立ったごみ量での比較検討しておりまして、ですので条件としては更新のほうが、悪い条件の中での検討においても更新のほうが有利だったという報告ということになっております。

以上でございます。

○山田委員 次に、資料の今後の予定が発表されました。それで、この中で私が一番欠けていると思われるのは、住民への説明、そしてコンセンサスを得るということがやはり必要ではないかと思うのです。それで、今7回にわたる各市の課長職会議を開催してきた。そして、広く意見を求めてきた、意見を聴取したということではありますが、やはり住民の声というのはどこで反映されるのか。そのところがこの計画書を見てもよく酌み取れないのですが、どのようにお考えですか。

○田所総務課長 住民の声ということでございますけれども、基本的には各町の議会において御報告をされてございます。そういった議会の場で広く議論をいただいているといったこともひとつ住民の声の反映の場であるということと考えてございます。

また、登別市の原課担当とお話をしている中では、同市においてもそのようなお話を、住民説明を今後されていくというようなことも聞いてございますし、その他の各町におきましては取り組みもあれですけれども、広域連合といたしましては近隣住民の方にはこれまで案の段階でも町会などの集まりを通じまして御報告、御説明をしてきたところでございまして、そういった場での住民の意見の聴取ということもしてまいったところでございます。

以上でございます。

○山田委員 そういう意見の聞き方というのは、いわゆる間接的でした、特別地方公共団体としての広域連合のあり方については直接住民との声を聞くというのも一つは私は大事かと思うのです。そういう意味では、構成市町に全部任せておいて、そしてそれでよしとするというやり方は私はどうも解せないのですが、直接広域連合としての聞く、そういうスタンスというのはないのですか。

○高橋事務局長 今のところ、また繰り返しになりますけれども、各町の議会通じての意見聴取のみを考えてございます。

以上でございます。

○大高委員 聞いた話なのですけれども、登別市長さんが倒れられたということを知った。うそかわからないのですが、もし事実であれば延命化でなくて更新になりますね。3月に7市町村の報告がございますので、ちょっとその辺どうなのかなと疑問があったのですが、現状倒れられたのか、ちょっと聞いた話なので、もしわかっていることあれば教えていただきたいと思います。

○児玉委員長 大高委員、登別市さんに関する問題は、この場ではそぐわないと思いますので、あくまでも広域連合の話としてよろしくをお願いします。

○大高委員 新しい施設になりますと、3月に一応その報告という形がありますので、そのあたりでどうなってくるのかなという思いがあったものですから、その関係でちょっとお尋ねしたのですが、わかりました。

もう一点、延命か新しい施設かということで、私個人の試算で予算の関係とかで五十数億プラスになるという試算だったものですから、新しい施設ということのほうがいいのかなと思うのですが、ただ点数計算、一番大事なことはランニングコスト、LCC、それとごみ処理、ごみの問題ですね、ごみをどう処理していくか。一番いいのは、ごみが出ないのが一番いいのですが、そういった点数計算の中で最終処分、これは5点という評価になっています。それが果たしてどうなのかなと。もうちょっと高くてもいいのではないかと。ランニングコストは60点の点数配分になっていますけれども、この点の部分が一番大事な部分でありながら点数が低いなというふうに思っておりますから、その辺御説明していただければなと思います。

○高橋事務局長 おっしゃったとおり、一番ウエートを置いたのはライフサイクルコストでございまして、その次どれに重みを置くかということでございまして、今後のやっぱりこの継続性というのですか、安定性をその次に考えていくべきではないかということで、これがほかの点数より多目につけたということでございまして、それにつきましては11月の委員会報告でもそのように説明させていただいた経緯もございまして、

以上でございまして。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○児玉委員長 以上で質疑を終了いたします。

これもちまして総務常任委員会を散会いたします。

午後 2時25分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長